

【記載要領】(別紙2)

全ての項目

- ・注記がない場合を除き、全ての欄の記載が必要です。
- ・記載する欄の行が不足する場合は、必要に応じて追加してください。

(1) 依存症に関する取組の情報発信

- ・①または②の少なくともいずれかの記載が必要です。
ただし、②の場合は、申請日から6か月以内に実施するものを含むこと。
- ・依存症に関する取組についてのホームページの作成は必須とし、そのアドレスを記載してください。
- ・ホームページの作成の他、「講演会での講師活動」「リーフレットの作成と配布」などの情報発信の内容について、実績がある場合は①に、実施見込みの場合は②に記載してください。

(2) 依存症に関する医療機関を対象とした研修

- ・①または②の少なくともいずれかの記載が必要です。
- ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが「依存症治療指導者養成研修」として実施するもの)を受講した者が講師となって、「依存症治療指導者養成研修」の内容に沿って実施する研修を推奨します。
- ・「講師の研修受講日」または「講師の研修受講予定日」の欄には「依存症治療指導者養成研修」等の受講日または受講予定日を記載してください。
- ・自院や同一法人の医療機関ではない他の医療機関に対して、毎年度実施するもの(または予定)であること。
- ・選定を希望する依存症の種別に関する内容であること。なお、複数の種別について選定を希望する場合、各依存症について個別に開催するか、同時に開催するかは問いません。

(3) 対象疾患についての研修の受講状況

- ・本項目における研修とは、専門医療機関の選定基準である依存症に関する研修を示します。
- ・依存症治療拠点機関として選定を希望する依存症については、必ず、医師1名以上、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者のいずれか1名以上が、当該依存症に関する研修をそれぞれ受講している必要があります。
- ・2名以上の記載をする場合など、必要に応じて行を追加すること。
- ・研修修了済の場合は、研修受講修了証等の写しを添付すること。
ただし、専門医療機関の選定にかかる申請の際に提出済みの場合は不要。
- ・「看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者」の欄については、対象の職種に○を付してください。
- ・未受講の場合の受講予定年月日は、当該年度に開催される研修に限るものとし、研修を受講した場合は、速やかに当該研修の受講修了証等の写しを提出してください。

(4) 多職種連携による治療体制の整備状況

- ・保険医療機関内における、多職種連携による治療体制について記載してください。(医師やコメディカルによる依存症治療のチーム体制がある場合などはその概要)
なお、今後体制整備を行う予定の場合は、その時期と内容を記載してください。